

○ 家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針の公表について（案）

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 7 条第 3 項の規定に基づき、平成 20 年度を目標年度とする家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針を次のように変更し、目標年度を平成 27 年度としたので、同条第 4 項の規定に基づき、公表する。

平成 年 月 日

農林水産大臣 名

家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号。以下「法」という。）は、平成 11 年 7 月に制定され、平成 16 年 11 月に本格施行されたところであるが、この間、関係者が一体となって畜産環境対策に係る施策を推進してきた結果、法に基づく管理基準は概ね遵守される状況となっている。一方で、近年の畜産経営の大規模化・地域的偏在の進展等に起因して、生産したたい肥を自己経営内又は地域内で有効利用することが困難になりつつある。また、バイオマスの総合的な利活用の観点からも、家畜排せつ物の高度利用（炭化、焼却、メタン発酵）を推進していくことが、喫緊の課題となっている。

こうした中、我が国畜産業が将来にわたり健全に発展していくためには、引き続き家畜排せつ物の管理の適正化を図るとともに、その利用を一層促進し、地域と調和した畜産経営の確立を図る必要がある。このため、家畜排せつ物の利用の促進を図る上での基本的な考え方を示すものとして、家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針を以下のとおり定める。

第 1 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向

国、都道府県、市町村、農業者、農業団体その他の関係者は相互に連携を図りながら協力して、以下に掲げる基本的な方向に基づき、家畜排せつ物の利用の促進を図るものとする。その際、国は、このような方向に即し

て、都道府県、市町村及び畜産業を営む者をはじめとする関係者に対して、経費の補助、金融上の措置等必要な支援の実施に努めるものとする。

1 家畜排せつ物のたい肥化の推進

たい肥については、未処理の家畜排せつ物に比べて、たい肥化の過程で水分や悪臭が除去され取扱性が改善されることに加え、たい肥化の過程で発生する発酵熱により雑草種子や寄生虫卵等の殺滅効果が期待できるという利点があることから、次に掲げる事項に留意し、たい肥の利用促進を図るものとする。

(1) たい肥の経営内利用

家畜排せつ物の有効利用を旨とする資源循環型畜産を推進する観点から、畜産業を営む者は自己経営内でたい肥の利用を進めることが望ましい。このため、特に、自給飼料基盤を前提とした経営を行うことを基本とする酪農経営又は肉用牛繁殖経営を営む者にあつては、自己経営内に十分な還元用耕地（借地を含む。）を確保し、生産したたい肥を自給飼料生産等に利用するよう努めるものとする。

(2) 耕畜連携を通じたたい肥利用

① 耕畜連携

購入飼料に依存する養豚経営・養鶏経営、還元用耕地の不足する酪農経営等については、自己経営内でのたい肥の利用が実態上困難であることから、耕種部門の農業者との連携（耕畜連携）の強化を通じ、自己経営内で利用しきれないたい肥の利用促進を図ることが重要である。

このため、都道府県、市町村、農業団体等は、たい肥の利用促進のための協議会の設置等耕畜連携を推進するための体制整備に努めるものとする。

また、都道府県、市町村、農業団体等は、地域におけるたい肥需給情報（家畜排せつ物の畜種別供給量、副資材の種類、処理期間、成分、時期別需要量、施用する作物の種類、運搬・散布の有無等）を収集整理するとともに、当該情報を関係者が手軽に検索・活用できるよう、そのネットワーク化の推進に努めるものとする。

さらに、耕種部門の農業者と畜産業を営む者が離れて立地している等の場合には、必要に応じ、たい肥の運搬・保管・散布に加え、調製、成分分析について、両者が連携の上、耕種地域において行うことができる体制の整備を図るものとする。

② ニーズに即したたい肥づくり

たい肥の品質を評価する際の事項としては、土壌改良効果、腐熟度、肥料効果、取扱性等があるが、これらのうちのいずれを重視するかは、たい肥の用途や施用する作物により異なる。また、品質以外にも、農産物の販売価格等によってはたい肥の経済性（価格が安いこと）も重要な要素となり得るし、運搬・散布、取扱説明等のサービスが必要とされる場合もあることから、これらのニーズに即したたい肥を生産することが重要である。

このため、たい肥生産者は、たい肥需用者のニーズを的確に把握し、当該ニーズに即したたい肥を生産するよう努めるものとする。また、都道府県、市町村、農業団体等は、たい肥生産者がニーズに即したたい肥を生産するのに必要な情報提供等を行うよう努めるものとする。

2 家畜排せつ物のエネルギー利用等の推進

家畜排せつ物がたい肥の需要量を超えて過剰に発生している地域等においては、たい肥の広域利用又はたい肥化以外の方法により家畜排せつ物の処理・利用を図る必要がある。

このため、こうした地域においては、必要に応じ、ペレット化による広域利用、炭化・焼却処理、メタン発酵等を推進することにより、たい肥の需給状況の改善やエネルギー利用を図るものとする。その際、都道府県、市町村、農業団体等は、家畜排せつ物だけでなく、地域に賦存する他のバイオマスについても、その活用を積極的に図るよう努めるものとする。

なお、メタン発酵によるエネルギー利用については、

- ① エネルギー利用以外に、臭気の低減等を通じ、たい肥化による利用が難しいスラリー状の家畜排せつ物の取扱性を改善し、農地還元を促進する意義もあること、
- ② 発生したエネルギーの有効利用を図るため、地域における他業種との連携が有効な場合もあること、
- ③ 反面、消化液の処理・利用には十分に配慮する必要があることに留意しつつ、その推進を適切に図っていく必要がある。

第2 処理高度化施設（送風装置を備えたたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。以下同じ。）の整備に関する目標の設定に関する事項

都道府県計画においては、平成 27 年度を目標年度として、処理高度化

施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標を明らかにするものとする。

1 目標の設定の基本的考え方

関係者が一体となって畜産環境対策に係る施策を推進してきた結果、処理高度化施設については、必要とされる整備数が概ね充足される状況となっている。

このため、処理高度化施設の整備に関する目標については、地域における家畜排せつ物の需給状況、整備された施設の状況、社会・居住環境等を踏まえて、処理の集約化や処理機能の高度化を図ることを基本とし、攪拌・通気装置を備えた大型のたい肥化施設、家畜排せつ物のエネルギー利用施設等の主要な施設を主体として設定するものとする。

2 目標の設定に当たり留意すべき事項

処理高度化施設の整備に関する目標の設定に当たっては、効率的で低コストな施設整備となるよう努めるとともに、特に、以下の観点に留意するものとする。

① たい肥の利用拡大

たい肥中の肥料成分の不明確・不安定、高齢化に伴う散布労力の不足に対応するため、必要に応じ、ペレット化装置、混合装置、袋詰装置、たい肥成分分析装置、マニユアスプレッダー、一時貯蔵施設（ストックポイント）等の整備を図ることが望ましい。

② 地域環境への配慮

近年の排水規制の強化に適切に対応するため、経営規模等に応じ、適切な能力を備えた汚水処理施設を整備する必要がある。また、混住化の進展等に伴い悪臭の防止が重要な課題となっていることから、必要に応じ、たい肥化施設に付設する脱臭装置等の整備を図ることが望ましい。

③ 家畜排せつ物のエネルギー利用の推進

家畜排せつ物のエネルギー利用については、家畜排せつ物の利用促進に加え、地球温暖化防止の観点からも、その普及を図っていくことが重要である。このため、地域の実情を踏まえ、必要に応じ、メタン発酵施設、炭化・焼却施設等の整備を図ることが望ましい。

第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項

1 技術開発の推進

家畜排せつ物の利用の促進に関するニーズの多様化に適切に対応していくためには、低コストで実用的な技術開発を促進することが不可欠である。

このため、国、独立行政法人研究機関、公立試験研究機関等は、これまでの研究成果を踏まえ、大学、民間企業等との連携を図りつつ、

- ① ニーズに即したたい肥生産のための技術（たい肥の調製技術等）
- ② 家畜排せつ物のエネルギー利用促進技術（メタン発酵技術、炭化・焼却技術等）
- ③ 汚水処理技術（活性汚泥浄化処理技術、排せつ物中の窒素量・^{りん}燐量の低減技術等）
- ④ 悪臭低減技術（悪臭物質の発生抑制に資するたい肥化技術、脱臭技術等）
- ⑤ たい肥の減量化技術（排せつ物発生量抑制のための飼養管理技術等）
- ⑥ たい肥の利用技術（たい肥の肥効特性を考慮した肥培管理技術等）

等について、低コストで実用的な技術の開発の推進に努めるものとする。

2 指導體制の整備

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図るためには、都道府県、市町村若しくは農業団体の職員又は地域内のリーダー的農業者のうち、技術の普及指導及び知識の迅速な伝達が適切に行える者（中核的指導者）の育成確保が重要である。

このため、中央、都道府県及び地域の各段階において、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進についての、畜産業を営む者等関係者を対象とした技術研修会、シンポジウム、現地実証試験等の実施に努めるものとする。また、たい肥の利用方法等についての耕種関係者の正しい理解が重要であることを踏まえ、技術研修会等を開催するに当たっては、耕種関係者をも対象とするよう努めるものとする。

3 畜産業を営む者及び耕種部門の農業者の技術習得

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する技術の向上を図るためには、当該技術を生産現場に広く普及することが重要である。

このため、畜産業を営む者は、技術研修会等に積極的に参加するとともに、日常より畜産環境保全に関する技術動向に注意を払うことにより、たい肥化、汚水浄化処理、悪臭低減、環境負荷低減に配慮した飼養管理等を適切に行うのに必要な技術・知識の習得に努めるものとする。また、耕種部門の農業者は、技術研修会等に積極的に参加するとともに、日常より環境と調和のとれた農業生産等に関する技術動向に注意を払うことにより、

土壌の物理性・化学性・生物性の改善、効果的・効率的な施肥等を適切に行うのに必要な技術・知識の習得に努めるものとする。

第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項

1 資源循環型畜産の推進

現在、我が国においては、飼料の多くを海外からの輸入に頼っているが、これを国内産の自給飼料に置き換え、家畜排せつ物の有効利用を旨とする資源循環型畜産の推進を図ることは、食料自給率向上や耕地における窒素収支改善の観点からも重要である。

このため、都道府県、市町村、農業団体等は、草地の整備を図るほか、耕作放棄地、野草地、林地等未利用土地資源の自給飼料基盤としての利活用を推進するとともに、土地利用調整等を適切に行うことにより、自給飼料基盤の一層の強化を図るものとする。

2 消費者等の理解の醸成

(1) 関係者への知識の普及啓発

畜産業の健全な発展を図るためには、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進について、畜産業を営む者自身の意識を高めることはもとより、畜産業に対する消費者や地域住民の理解を深めることが重要である。

このため、都道府県及び市町村は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進が資源循環型社会の構築に果たす意義等について、関係者への普及啓発に努めるものとする。また、地域において排出される生ごみ等と一体的にたい肥化処理を行うことにより、地域社会への貢献にも努めるものとする。

(2) 食育の推進を通じた理解の醸成

食育の推進を通じて、社会情勢の変化を背景として畜産物の摂取が増加してきた我が国の食生活の変化や、畜産物が生産される過程等について理解を深めることは、畜産業に対する消費者や地域住民の理解の醸成にも資するものと考えられる。

このため、関係者は、畜産に関する食育の一環として、「ふれあい牧場」や「酪農教育ファーム」の活用、たい肥を使った地場農産物の学校給食への供給等を積極的に推進することにより、資源循環を基本とした畜産について、その理解の醸成に努めるものとする。